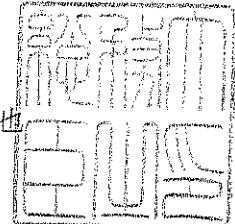


總政企第 28 号  
平成 20 年 1 月 21 日

統計委員会委員長  
竹内 啓 殿

総務大臣  
増田 寛也



諮詢第 4 号  
公的統計の整備に関する基本的な計画について（諮詢）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の諮問趣旨について

### I 基本計画策定の趣旨・背景

平成 19 年 5 月、時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、統計を取り巻く様々な問題を克服するため、60 年ぶりに統計法が全面改正された。

改正後の統計法(以下「法」という。)において、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である(法第 1 条)と位置付けられるとともに、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない(法第 4 条第 1 項)とされている。

### II 我が国の公的統計の現状

経済社会を取り巻く環境が変化する中で、より信頼性の高い、タイムリーな、ニーズに即したデータの提供が求められており、国民の「公共財」としての公的統計の重要性は増大している。

しかしながら、我が国の公的統計は、以下のような課題に直面している。

- ・ 経済活動のグローバル化、産業構造の変化、少子・高齢化の進展、就業形態の多様化等への対応
- ・ 国民の個人情報保護意識の高まりや居住形態の多様化などに伴う調査環境の変化への対応
- ・ 近年の情報処理技術の飛躍的な発展に対応した行政情報の統計への活用
- ・ 統計利用の多様化・高度化への対応
- ・ 我が国の統計作成に係る予算・人員等のリソースの有効活用

### III 基本計画策定に当たっての検討事項

- ・ 基本計画は、以下の事項について定めることとされている(法第 4 条第 2 項)。
  - 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
  - 2 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
  - 3 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- ・ 上記の検討に当たっては、別記の事項を含めた総合的な検討を行っていただきたい。

## 別 記

### ◎ 公的統計の整備の考え方

- 公的統計の整備の基本的な考え方
- 基幹統計の指定等の基準
- 統計調査の整理合理化
- 統計のニーズ把握・評価の仕組み等公的統計の整備に関する事項

### ◎ 公的統計の体系的整備

#### ○ 経済統計関係

- 加工統計と一次統計との相互間の連携確保
- 基幹統計として指定すべき公的統計
- 個別分野で具体的に整備すべき公的統計
- 改廃・見直しすべき公的統計の整理等体系的整備に関する事項

#### ○ 人口・社会統計関係

- 人口・社会統計の体系化
- 基幹統計として指定すべき公的統計
- 個別分野で具体的に整備すべき公的統計
- 改廃・見直しすべき公的統計の整理等体系的整備に関する事項

### ◎ 統計リソースの有効活用等

- 地方における実査体制の課題への対応方策
- 統計職員等の人材の育成・確保の方策
- 統計調査技術や情報処理に関する技術的な調査研究方策
- 統計リソースの確保・配分の在り方等、統計リソースの有効活用方策

### ◎ 統計作成・利活用環境の整備

#### ○ 統計の作成関係

- 行政記録情報の活用方策
- 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充の方策
- 民間開放の進め方等統計の作成に関する事項

#### ○ 統計の利活用関係

- オーダーメード集計、匿名データの作成・提供の方策
- データ・アーカイブの整備の在り方等統計の利活用に関する事項

#### ○ I T活用方策

- 統計の作成・利活用におけるI Tの活用等

## 公的統計の整備に関する基本的な計画の策定等スケジュール（案）

- 平成 20 年 1 月 21 日      • 公的統計の整備に関する基本的な計画の諮問  
    (総務大臣)



- 計画の構成、基本的な方針及び個別課題の具体策等  
について審議



- 秋 優      • 中間取りまとめ・中間報告



- パブリックコメント（総務大臣）



- 年 末 優      • 統 計 委 員 会 答 申



- 平成 21 年春優      • 公的統計の整備に関する基本的な計画の閣議決定



- 統 計 法 全 面 施 行

## 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（基本計画）

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
  - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- 3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。
- 4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。